

タイトル	ハイチ革命と「西半球秩序」(退職記念)
著者	浜, 忠雄
引用	北海学園大学人文論集, 42: 185-212
発行日	2009-03-25

ハイチ革命と「西半球秩序」

浜 忠 雄

はじめに

本稿は、2008年9月20、21日の両日、東洋学園大学を会場に開催された日本アメリカ史学会第5回年次大会でのシンポジウムにおける報告原稿に加筆と一部修正をほどこして、論文の形に改めたものである。

「19世紀前半の西半球世界観」をテーマとしたシンポジウムの趣旨は次のとおりである。

西半球世界の秩序をどのように構築するのか、この問いは現在に至るまで重要性を失わない大きなテーマであり続けています。そこには、南北アメリカ世界の共通性とは何か、という理念的課題だけではなく、各国がお互いにどのような軍事・外交・経済的関係を構築するのか、という現実の制度構築の諸問題も含まれます。また、域外の国家や勢力との関係構築という対外的な問題も無視することができません。

今回のシンポジウムでは、そうした秩序構築の諸相について、19世紀前半に絞って具体的に検討することを目指します。19世紀後半については、米西戦争や、「汎アメリカ主義」「我らがアメリカ」といったテーマをめぐってさまざまな議論が積み重ねられているのに対して、19世紀前半についての検討はそれほど盛んであるとは言えません。この時期にはすでに独立していたアメリカ合衆国に加えて、中南米カリブ地域に続々と独立国が誕生していきませんが、そうした国家群は旧宗主国をはじめとするヨーロッパ諸勢力との関係だけではなく、新興国同士、あるいは残存する植民地との関係を新たに構築する必要に迫られました。いっぽうで、ヨーロッパ諸国の側にとっては、南北アメリカの新興国や残された植民地との関係構築は、旧来のヨーロッパの域内秩序を越えたより広い国際秩序の形成という大きな課題をも含むものでした。簡潔に言うならば、19世紀前半という時代は、一度崩壊した旧来の国

際秩序を、全く新しい条件下で構築しなおしていくという、大きな挑戦の時代であったと言えます。

しかしながら、この時期の秩序は、具体的な個別の交渉を積み重ねる過程で、幾多の変更を被りながら、おぼろげな全体として次第に醸成されていくものであり、各国の事情や思惑、その時々具体的な状況によって大きく左右されるものでした。したがって、19世紀後半以降に顕著になる「汎アメリカ主義」のような全体的な理念に基づいて構想されたものではありませんし、ひとつの国の立場のみを検討しても秩序を理解することはできません。

以上のような理解にもとづくならば、西半球秩序の理解をより豊かにしていくためには、対象とする地域や国の異なる研究者が集い、それぞれの具体的状況についての情報交換をおこない、共同で討議することがどうしても必要になります。本シンポジウムはそうした必要性を認識して企画されたものであり、アメリカ合衆国、ハイチ、スペインという互いに異なる地域の研究者に報告していただき、旧スペイン領アメリカ側からコメントを交えながら、秩序構築の過程を複眼的に理解する枠組みを模索していく所存です。(伏見岳志氏〔慶應義塾大学〕による)

そこで、大会運営委員会からの筆者への依頼は、「革命後のハイチが、ラテンアメリカ諸国やアメリカ合衆国、あるいはカリブ海世界とその背後にあるヨーロッパ諸国との間に、どのような関係を構築しようとしていて、それがどういった世界観や秩序観にもとづいていたのか」について報告してほしいとのことであった。壮大なテーマにどこまで肉薄できるか心許ないが、既発表の拙論⁽¹⁾をもとに、これを敷衍する形で検討してみたい。

最初に、二点、前置きのことがらに触れておく。

一つは、19世紀前半の西半球世界に先立つ18世紀の「西半球秩序」とは何かである。筆者は大雑把に植民地主義と黒人奴隷制度を基軸とする重商主義的支配体制とすることができると考える。それは、アントニー・ジェラルド・ホプキンスが論文集『世界史のなかのグローバリゼーション』のなかで書いた「プロト・グローバリゼーション」の段階とすることも可能である。ホプキンスは、1600年から1800年頃までの世界は「大西洋奴隷経済」を根幹として一体化されており、「グローバリゼーション」の原基形態

であるとしている⁽²⁾。あるいはまた、18世紀の「西半球秩序」はイマヌエル・ウォーラーステインのいわゆる「資本主義的世界システム」と置き換えることも可能であろう⁽³⁾。

前置きの二つめはハイチ革命である。1791年8月14日に「カイマン森」で行なわれたヴードゥーのセレモニーのなかで黒人奴隷たちが一斉蜂起を誓い合ったことを発端とし、1804年1月1日の独立宣言に帰結するハイチ革命は、1793年という早い時期に他に先駆けて黒人奴隷解放を実現しただけでなく、フランスによる植民地支配に終止符を打って中南米で最初の独立を達成し、さらに世界史上最初の黒人共和国となったことから、「近代史上唯一成功した奴隷革命」とされる。そのような性格を持つハイチ革命であってみれば、当然のこと、植民地主義と黒人奴隷制度を基軸とする重商主義的支配体制としての18世紀的「西半球秩序」に大きな衝撃を与えるものであった。当時の「西半球秩序」のあり方はハイチ革命を抜きにしては語るができないのである。

I. 研究史の素描から

ここでは、主な研究史を素描する形で、ハイチ革命と「西半球秩序」との関係を考える。

最初は、ハイチ革命史の古典的名著『ブラック・ジャコバン』の著者シリル・ライオネル・ロバート・ジェームズである。彼はこう語っている。「ハイチの革命が重商主義の破壊にはたした役割は決定的です。資本主義体制は、もう奴隷制を廃止すべき時がきたと自覚しました。重商主義時代には有効だったが、奴隷制の役目は産業革命の展開とともに終わってしまった。〔ハイチの〕黒人はそうした旧制度の解体と、近代資本主義システムの確立にあたって、たいへんな役割をはたしたのです⁽⁴⁾。」

二人目は、ウージェーヌ・ジェノヴィーズである。彼は『反乱から革命へ』において、ハイチ革命は、白人の支配に対する黒人の勝利と黒人国家の創造をととして反奴隷制と黒人意識の覚醒をもたらした点で、「アフロ・

アメリカンの奴隷反乱の歴史のなかの転換点」となったとしている⁽⁵⁾。

このように、ジェームズもジェノヴィーズもハイチ革命のポジティブな面を一義的に強調しているが、そのような指摘は、この二人以外に、例えばロビン・ブラックバーンやパトリック・ベルギヤルド＝スミスにも見られるものである⁽⁶⁾。

次はウォーラステインである。彼は『近代世界システム』第3巻の第4章「南北アメリカにおける定住植民地の脱植民地化, 1763年から1833年まで」において総括的に論じている⁽⁷⁾。要点を箇条書き的に列挙すると次のようである。①この期間に、「フランス, スペイン, ポルトガルは, 西半球では事実上, その役割を失った」。②「白人定住者たちは, 西半球一帯に国家を樹立していき, インターステイト・システムのメンバーとなった」。③南北アメリカが「新たなヘゲモニー国家としてのイギリスの政治的・経済的指導力の下におかれるようになった」。④アメリカがイギリスの潜在的競争相手として台頭してくる。⑤これらをとおして, 「資本主義的世界システムのいっそうの統合強化が起こった。」

ウォーラステインは, 南北アメリカにおける脱植民地化過程をそのように把握したうえで, ハイチ革命の歴史的 position を特別に重視し, それがもつ意味の両義性を指摘している。すなわち, 「暴力によるハイチの誕生は, 南北アメリカ史上, ふつう考えられている以上に決定的な意味をもつ出来事であった。それは, 他のあらゆる地域での植民地定住者の独立を促進し, そのパターンを確定したというべきである⁽⁸⁾」とするが, 同時に, 「後からいえば, サン＝ドマングの黒人革命は, スペイン領アメリカの独立への動きを遅らせたということができよう。〔中略〕サン＝ドマングの例から, ヨーロッパ列強のみならず, とりわけ南北アメリカの白人定住者たちは, 慎重になることを学んだからである⁽⁹⁾」とし, それは, とくにキューバに顕著に現れるとする。すなわち, 「サン＝ドマングにおける奴隷反乱は, クリオリョやスペイン人にとって『恐ろしい警告』とみなされるようになった。それは, 十分, 効果的な警告であり, 『キューバのプランターたちをして, 以後, 100年近く, 奴隷には, 寸分の譲歩もしないと決意させることになっ

た』⁽¹⁰⁾」とする。

このウォーラステインの議論は、ハイチ革命のポジティブな意義を一義的に強調するジェームズやジェノヴィーズの議論と異なっている。

なお、ウォーラステインは、南北アメリカにおける脱植民地化においてハイチが例外的であることも指摘している。その一つは、南北アメリカの新国家がインターステイト・システムに参入していったのに対して、ハイチはインターステイト・システムから排除されたこと⁽¹¹⁾。もう一つは、南北アメリカの脱植民地化過程においては総じて「アメリンディアンと黒人が排除された」のに対して、ハイチの場合は黒人が重要な役割を果たした、その点でハイチは特異な存在であるとする⁽¹²⁾。

研究史の最後は、デイヴィッド・パトリック・ゲッグス編の論文集『大西洋世界におけるハイチ革命のインパクト』である⁽¹³⁾。従来もハイチ革命が周辺世界に与えた影響について触れた研究はあったが、いずれも部分的・断片的なものであった。この論文集で初めて本格的かつ総括的に取り上げられるようになった、と言ってよい。取り上げられる地域は、アメリカではルイジアナ、チャールストン、フィラデルフィアなど、カリブではジャマイカ、キューバ、プエルトリコ、南米のコロンビア、ヨーロッパではフランス(革命)とドイツ、と多岐にわたる。詳しく紹介する余裕はないが、要点を言えば、ハイチ革命が他の南北アメリカにおける奴隷解放や脱植民地化過程に与えた影響は複雑で多義的である、ということにある。そのことが、ヨーロッパ列強のパワー・ポリティクス、移住運動、新しい経済的フロンティアの形成、奴隷の抵抗、奴隷制の新たな拡大、人種差別の廃止についての論争、文化的影響などの面をとおして論じられている。一例だけ挙げるなら、ハイチがフランシスコ・デ・ミランダやシモン・ボリーバルに援助を提供したことが旧スペイン領南アメリカの独立運動を促進することになったが、他方では、キューバのように、奴隷蜂起に対する恐怖がクリオーリョによる独立運動を躊躇させ分裂させたことによって、さらに長く植民地にとどまることに間接的な影響を与えるというネガティブな面を指摘しているのである。

ハイチ革命が他の南北アメリカにおける奴隷解放や脱植民地化に与えた影響は両義的ないし多義的であったとするゲッガス編の論文集やウォーラステインの議論は、筆者自身の研究とも符合しており、間然するところのないものである。

筆者が既発表の拙論で繰り返し書いたことの第1は、ハイチ革命が植民地支配や奴隷制のもとで搾取され虐待されてきた人々を触発し鼓舞したことである。例えば、1795年5月、ヴェネズエラにおけるコロの蜂起／1798年8月、ブラジルにおける「パイアの陰謀」／1800年8月、ヴァージニアでガブリエル・プロッサーが指導した反乱／1802年5月、グアドループにおける「黒人の英雄叙事詩」／1812年1月、キューバにおけるホセ・アントニオ・アポンテの「陰謀」／1829年のアメリカで、「黒人の栄光と压制者どもの恐怖の国ハイチ」に対する熱い共感を表明したデイヴィッド・ウォーカーの『訴え』などがそれである。これらのなかには、「サン＝ドマング黒人に倣え」を合言葉にしたり、軍旗の色や軍帽などにハイチのそれを模倣したりするものもあった。植民地支配と奴隷制のもとで搾取され虐待されてきた人々にとって、ハイチは「奴隷解放のシンボル」であり、「革命の祖国」だったのである。

筆者が繰り返し指摘したことの第2は、ハイチ革命に呼応し、あるいは多かれ少なかれその影響を受けて各地で展開された黒人やインディオの解放運動はことごとく鎮圧され失敗に終わるが、その決定的な要因は、ハイチ革命に対するカウンター・レヴォリュション、つまり、「サン＝ドマングの二の舞」に対する警戒と「ハイチ型」の国家形成に対する忌避とに根ざした「対抗革命」がよりいっそう強力だったことにある、ということである。エルンスト・A・ベルナルダンによる巧みな表現を借りるならば、ハイチは「どんなことをしてでも転移を食い止めなければならない癌⁽¹⁴⁾」と見做されたのである。例えば、ミラングは1798年8月に「私は、自由と新世界の独立を望んでいるのと同じ程度で、アナーキーと革命体制を恐れていることを告白する。神は、この美しい国々が流血と犯罪の舞台となったサン＝ドマングの二の舞になることをお許しにならない。そうなるくらい

なら、これらの国々がこの先も野蛮なままで、スペインの愚かしい抑圧の下にある方がましである⁽¹⁵⁾」とした。また、ボリーバルは1815年(9月?)に『ジャマイカ王室新聞』の編集者に宛てて、「尊敬する主人の家族の一員として暮らすスペイン領アメリカの奴隷は、謀反を起こすどころか、平和的な隷属を何倍も好む。サン=ドマング革命に倣って奴隷や有色人を運動に引き入れるというのは、その革命の本当の意味を知らぬ者のやることだ⁽¹⁶⁾」と書き、また後には「黒人の蜂起はスペインの侵略よりも千倍も有害だ⁽¹⁷⁾」として、黒人の運動への敵意を隠さなかったのである。

ハイチ革命に対する共鳴と「対抗革命」の同時存在という筆者の理解は、基本的に、ゲッガス編の論文集やウォーラーステインの議論と一致する。

ところで、ゲッガスの論文集を含めた従来の研究は、ハイチ革命が他の南北アメリカにおける奴隷解放や脱植民地化過程にどのような影響を与えたかについては多くの知見を与えてくれているのだが、革命後のハイチ自身がどういった世界観や秩序観を持っていたのかについては本格的には論じられていない。なお未解明である。筆者自身も、史料上の制約もあって十分な研究ができていない。以下では、独立国家としての承認を得る過程を跡付けるなかで、ひとつの仮説的な見通し示すことに限られる。

II. 独立国家としての承認を得る過程から

ハイチを独立国家として承認した最初の国は旧宗主国のフランスであった。独立宣言から21年後の1825年のことである。その承認はシャルル10世の王令によってなされた。王令の全条文は下に示したとおりである。

〈1825年4月17日シャルル10世の王令⁽¹⁸⁾〉

フランス商業の利益、サン=ドマングの旧コロンが蒙った不幸、この島の住民が置かれている不安定な状況に鑑みて、次のごとく定める。

第1条 サン=ドマングのすべての港をすべての国に開放する。船舶・商品に対する関税は同一とする。ただし、フランスの船舶・商品に限っては関税を半額に減ずる。

第 2 条 サン=ドマングの住民は、旧コロンに対する償いとして 1 億 5 千万フランの賠償金を 5 年年賦で、かつその初回分を 1825 年 12 月 31 日までに支払うものとする。

第 3 条 以上を条件に、本王令をもってフランス領サン=ドマング住民の完全な独立を許可する。

このように、フランスはハイチを独立国家として認める見返りに、「最恵国待遇」と「賠償金」の支払いを求めたのであった。結局ハイチはこの要求を呑んだのだが、最大の問題は 1 億 5 千万フランという賠償金である。それは当時のハイチの年歳入額の 10 年分に相当するとてつもない金額で、支払能力をはるかに超えるものだった。事実、最初の支払いはフランスの銀行から 3 千万フランを借り入れることで行われたが、5 年年賦という条件は履行できない。そのため、ハイチはフランスに対して支払い猶予と減額を求め、1838 年になって残りの 1 億 2 千万は 6 千万フランに減額し(従って賠償金総額は 9 千万フランになる)、この 6 千万フランを 1867 年までの 30 年間で支払うという条約が締結された。しかし、その取り決めも履行できず、結局、フランスへの賠償金支払いが完了したのは 1883 年、つまり、シャルル 10 世の王令から起算して約 60 年後のことだったのである。

ここで、念のため言えば、1825 年のシャルル 10 世の王令はフランスの艦船でハイチに運ばれたのだが、そのときの様子をフランソワ・ブランパンの著書から引用し、また、1838 年条約の締結の背景をミミ・シェラーの著書から引用して示した。

〈1825 年条約締結の背景⁽¹⁹⁾〉

1825 年 7 月 3 日、ポルトープランスには 44 門のカノン砲を装備したフリゲート艦「シルセ号」と 2 隻の船が入港した。艦長のマッコ男爵がボワイエ大統領にシャルル 10 世のメッセージを手渡した。〔中略〕ボワイエが王令を受諾〔11 日〕すると、アンティューに配備されていた艦隊が独立国の誕生を祝うためポルトープランスに入港した。その数 14 隻、カノン砲の総計は 528 門だった。

〈1838 年条約締結の背景⁽²⁰⁾〉

1838 年の賠償金問題交渉にあたったフランスの特命全権公使はポルトープランス港に停泊するフリゲート艦隊に護衛されていた。交渉をととしてのハイチに対する態度にはレイシスト的で恩着せがましい態度がみられた。公使に対する指示では、「半野蛮のニグロに対する文明化された白人の優越性を示す良い機会だ。ハイチ人は大きな子供と見なさなくてはならず、彼らのやった愚かしいヘマを許し、彼らには絶えず穏やかな甘い顔を見せてやらなくてはならない」とされた。〔中略〕旧コロンの圧力を受けてハイチを軍事的に再征服しようとする提案は 1840 年代まで続き、スパイの派遣などによる攪乱工作が繰り返された。

見られるように、1825 年の条約交渉は圧倒的な軍事的威嚇を背景としていた。また、1838 年の条約交渉の場合も有形無形の圧力とレイシズムが存在したことが窺われる。この点はまた後で触れるが、ともあれ、こうして、フランスがハイチを承認した最初の国となり、翌 1826 年以降にはイギリス、デンマーク、オランダ、スウェーデンなどが承認することになったのである。

「ハイチは旧宗主国から独立を買い取った世界で唯一の国である⁽²¹⁾」とはフランスの歴史家ミリアム・コティアスの指摘である。「ハイチは旧宗主国から独立を買い取った世界で唯一の国である」と言い切ってよいかどうか、筆者はすべてのケースについて精査できていないが、ハイチが「独立を買い取った」のは事実である。問題は、なぜ、このような結果になったのか、ということにある。

そこで次に、フランスによるハイチ承認に至るまでの経緯を辿ることにする。まず、独立宣言後 40 年間の年譜を参照されたい。

〈独立宣言後 40 年間の年譜〉

第 1 期：デサリーヌ時代 (1804 年～1806 年)

1804.01.01 独立宣言。黒人奴隷出身のジャン＝ジャック・デサリーヌを初代元首（総督）に選出

1804.10.08 デサリーヌ、皇帝ジャック 1 世として戴冠

1806.10.17 デサリーヌ暗殺

第2期：南北分割統治時代（1807年～1820年）

1806.12.28 黒人奴隷出身のアンリ・クリストフが北部を統治

1807.03.29 ムラートのアレクサンドル・ベティオンが南部を統治

1811.03.09 クリストフが国王アンリ1世を称する

1814.04.06 フランスでルイ18世が即位（～1815.03.20, 1815.07.08～1824.09.16）

1818.03.29 ベティオン病没。翌日、ムラートのジャン・ピエール・ボワイエが後継し終身大統領に

1820.10.08 クリストフ自死

第3期：ボワイエによる全土統一時代（1820年～1843年）

1820.10.26 ボワイエが北部に進駐してハイチ全域を統治

1822.02.09 ボワイエが旧スペイン領サント・ドミンゴに侵攻してイスパニョラ全島を統治

1824.09.16 フランスでシャルル10世が即位（～1830.08.02）

1825.04.17 シャルル10世の王令でハイチを独立国家として承認

1830.08.09 フランスでルイ・フィリップが即位（～1848.02.24）

1843.02.13 ボワイエが失脚。ジャマイカ経由でフランスに亡命

1844.02.27 ドミニカ共和国がハイチから分離独立

独立宣言後40年間は3つの時期に区分できる。

第1期は、初代元首で間もなく皇帝となった元黒人奴隷のジャン＝ジャック・デサリーヌによる統治の時代である。しかし、その時代はデサリーヌが暗殺されたことで3年弱で終わる。

第2期は、1807年から1820年までの南北分割統治時代である。この約13年間のハイチは、北部が元黒人奴隷で後に自由身分となったアンリ・クリストフによって統治され、彼が間もなく国王アンリ1世となって王政が敷かれ、南部はムラートのアレクサンドル・ベティオンによって統治されて共和制が採用された。分割統治となった背景については割愛するが²²⁾、重要なことは、この、北部＝黒人、南部＝ムラートという構図が政治的な対立をも生みだしたことである。それはデサリーヌの死去が南部のムラートによる暗殺によるものだったことに象徴されている。黒人とムラートとの

あいだの反目は植民地時代から存在したが、独立戦争の過程で解消されたかに見えた。しかし、両者の反目は独立後に再び顕在化することとなったのである。

第3期は、ジャン・ピエール・ボワイエによるハイチ全土の統一時代である。1818年3月、南部の大統領ペティオンが病死し、ついで1820年10月には北部のクリストフが脳卒中で倒れまもなく自死すると、この政治空白に乗じて、南部出身のムラートであるボワイエが北部に進出して、北部の軍隊の指導者との間でハイチ再統一の合意を得た。こうしてハイチ全土を統治することになったボワイエは、さらに、1822年には東隣の旧スペイン領サント・ドミンゴに侵攻して、これを併合した。ボワイエによる統治時代は彼が失脚してジャマイカに逃れる1843年までの23年間続くが、フランスがハイチを承認したのは、このボワイエ時代のことであった。

さて、1804年1月1日、初代元首に就任したデサリーヌはこう演説した。「『自由か死か』この神聖なる言葉を戦いと合同の合図としよう。わが隣国とは平和を。だが、フランスには永久の憎悪を。これがわれわれの原則である⁽²³⁾」。これが独立当初の外交政策の基本的なスタンスとなる。

それは1805年5月20日に制定された独立後最初の憲法にも見られる。憲法の主要条項は以下に示したとおりである。

〈1805年5月20日憲法の主要条項⁽²⁴⁾〉

- ・奴隷制の永久廃止（前提宣言2条）
- ・外国人が奴隷所有者として入国することも財産を持つことも禁止（同12条）
- ・ハイチの国民は肌の色にかかわらず黒人と呼ばれる（同14条）
- ・外国の植民地との平和の維持、内政への不干渉（同36条）
- ・農業は奨励され保護される（包括的措置21条）
- ・国の富の第二の源泉である対外貿易は奨励され保護される（同22条）
- ・ハイチと通商関係を結ぶ中立国・友好国には安全と保護を保障する（同25条）

憲法から窺えることの第1は、奴隷制の永久廃止をうたうとともに、「ハ

イチの国民は肌の色にかかわらず黒人 noir と呼ばれる」として、「黒人国家」たることをアイデンティティとしていることである。

第2は、フランスによる「再征服」に対する警戒である。「外国人が奴隷所有者として入国することも財産を持つことも禁止」するとしたのは、フランスによる「再征服」と奴隷制の復活に対する予防措置であった。独立後のハイチがフランスに対して激しい憎悪の念を持っていたことは、先に引用したデサリーヌの就任演説のとおりだが、1804年3月から4月にかけて起った残留フランス人に対する大規模な殺害事件にも見られる。また、少し後のことになるが、アンリ・クリストフが標高970メートルの山頂に13年の歳月を費やして建造し、現在は「世界遺産」として保存されている「ラ・フェリエール要塞」も、フランスによる「再征服」に備えて国土防衛の最後の砦とするものであった。

憲法の規定から窺える第3の点は、自国の農業の奨励・保護、中立国・友好国との間の貿易の奨励・保護というスタンスである。それはハイチ革命の過程で半ば焦土と化した国土の復興と経済の再建という課題と連動していた。そして、重要なことは、独立後のハイチが、砂糖やコーヒーの生産に特化した生産構造、つまり、植民地時代からのモノカルチャーを維持しようとしたことである。とすれば、食料をはじめ衣料などの工業製品は外国に依存しなくてはならないこととなる。そして、また、外国との間に安定的な貿易関係を維持するためには、諸外国から独立国家として認知を得ることが必要になるのである。

ハイチは独立国家としての認知を得ることを第一義的な課題として追求した。交渉の相手は三つ。第一はハイチに先行して独立国となっていたアメリカ合衆国。第二は旧宗主国のフランス。最後に、なお流動的な面を含みつつも次第に明確な形をとりつつあったラテンアメリカの新共和国である。それぞれとの交渉時期は相前後し重なりあう部分もあるが、おおまかにはこの順序で進行した。

1. アメリカ合衆国

ハイチが「友好的隣国」としてもっとも期待を寄せたのはアメリカ合衆国であった。しかし、そのアメリカがハイチを承認したのは1862年、つまり、ハイチ建国から58年後のことである。問題は、なぜ、これほどの年月を要したのかにある。容易に推察されることは、建国以来、黒人奴隷制を維持してきたアメリカが、奴隷制を廃止し「黒人国家」を標榜するハイチを承認することははばかられたであろうことであり、おそらく、それがもっとも大きな要因であったと考えられる。例えば、1800年のガブリエル・プロッサーの蜂起計画や1822年のデンマーク・ヴィーギーによるハイチ革命に共鳴した蜂起計画、あるいは1829年のデイヴィッド・ウォーカーによる『訴え』など、ハイチを「奴隷解放のシンボル」と見做してこれに共鳴する不穏な動きがあるなかで、為政者たちのポリシーはハイチ革命の影響を排除するという点で一貫していた。

しかし、さらに幾つかの要因があった。1804年のハイチ独立宣言から1825年のシャルル10世の王令までの時期に限って主な点を列挙すると、次のようになる⁽²⁵⁾。

ハイチはアメリカを「友好的隣国」と見たのだが、それには理由があった。一つは、アメリカはハイチ革命の過程ですでに重要な交易相手国となっていたが、その交易関係がハイチ独立後も、アメリカがハイチとの間に禁輸体制を敷いた1806年から1809年までの一時期を除いて、維持されたことである。なお、付言するなら、独立当初のハイチが自国産の砂糖やコーヒーなどとの引き換えにアメリカに求めたものに武器や弾薬があった。それはフランスによる再征服に備えるためである。もう一つは、いわば軍事的な友好関係である。やや遡れば、アメリカ独立戦争期の1779年にジョージア州サヴァンナでの会戦にサン=ドマングの自由黒人約700名が動員されたことがあったし、そのような軍事的な関係は米英戦争の際にも見られ、ペティオン大統領は1812年にニューオリンズのシャルメットに150名の兵を派遣した。また、同時期、ペティオンは、アメリカの通商外交官ウィリアム・テイラーの要請を受けて、アメリカの私掠船にハイチの港を使用

することを認めるという特別の便宜をはかった。

こうした交易関係、友好関係を背景として、ハイチは独立国家としての公式の承認を求めた。例えば、1815年にペティオンはウィリアム・テイラーを介して要請したし、1822年7月には当時の国務長官ジョン・クインジー・アダムズに要請書を送った。そこには次のような文言があった。「アメリカ合衆国政府はハイチ政府が政治的状況に関する情報を真っ先に伝える政府であります、姉〔アメリカ〕が正規の立法によって、独立して19歳になる妹〔ハイチ〕を国家として認めるよう要請します。ハイチの人民には、かつて同じ境遇にあり同じ望みを抱いていたアメリカの人民が正義を拒否するなどということは考えることができません⁽²⁶⁾。」

ハイチの側からのこうした要請に対してアメリカ側が一貫してとり続けたのは拒否ないし無視の態度である。その基本的スタンスを象徴的に示しているのがマディソン大統領時代の財務長官アルバート・ギャラティンの言葉であろう。彼は1813年にこう言う。「サン=ドマング〔ハイチとは言わない。植民地時代の呼称をとり続けている〕は独立国でも母国の一部でもない⁽²⁷⁾」。なんととも得体の知れない存在ということになるが、ともあれ、このように国の存在そのものを否定しているのだから、独立国家としての承認は論外だったのである。アメリカは、1822年6月19日にアルゼンチンとコロンビアを承認したのを皮切りに、チリ、メキシコなどラテンアメリカの独立国を相次いで承認したが、ハイチだけは例外であった。

次に指摘すべきは対フランス、対イギリスの外交関係上の要因である。周知のように、ジェファソンの大統領2期目にアメリカは1807年12月から1809年3月までの1年3カ月にわたって出港禁止法を敷いた。その表向きの理由が英仏間の抗争に巻き込まれるのを防止することにあつたことは、よく知られるとおりである。この出港禁止法の時期にアメリカ=ハイチ間の交易も禁止された。その際、大きな意味を持ったのがフランスからの圧力であった。

フランスは1805年に当時の国務長官マディソンに対して、ハイチは本国に反逆するフランスの植民地であると考えるように、そして、交易関係を

絶つよう要求した。これに対してマディソンは次のように返答した。①ハイチとの交易は中立国としての権利であるから、その交易を阻害するような強制措置をとらない。②アメリカとハイチ間の交易はイギリスがこの地域の貿易を独占するのを防ぐためにも必要である。③合衆国政府はハイチの独立性を奨励・助長しないことを確約する。マディソンはこのように返答したが、1806年2月28日にハイチとの禁輸を決定することで、結果的にはフランスに譲歩することとなったのである。

フランスがハイチを承認した後もアメリカは拒否し続けた。1825年12月6日、ジョン・クインシー・アダムズ大統領は「ハイチは、独立国家といっても名ばかりのものであり、植民地的従属国家というに等しい⁽²⁸⁾」とした。この時期のハイチ＝合衆国間の貿易高はイギリスやフランスとのそれをはるかに上回り最大のシェアを占め、通商代表をポルトーランスとレ・ケーユに派遣し、また、民間レベルではハイチへの黒人の移住運動の展開が見られたものの、公式の外交関係の樹立とはならなかった。こうして、「交易すれども承認せず」の態度は変わらなかったのである⁽²⁹⁾。

2. フランス

次にフランスである。フランスとの交渉過程について触れた文献は幾つかあるが、最も詳しいのはフランソワ・ブランパンの『ハイチ＝フランス間の財政関係の一世紀』である。この本は賠償金の支払いがどのように行なわれたかを追跡したものだが、そのなかでフランスによるハイチ承認の経緯にも触れている⁽³⁰⁾。

フランスとハイチとの間の交渉は、王政復古によってルイ18世が即位した1814年4月から1824年にかけて、4次にわたって断続的に行なわれた。概要は次のようである。

1814年9月から10月にかけての第1次交渉はフランスの側からの接近で始まる。ウィーン会議の舞台裏でフランスの外相タレーランはイギリスとの間に秘密協定を結んだ。その協定は「フランスはイギリスの船舶に通商の自由を認める、その引き換えに、イギリスはフランスがサン＝ドマング

に権威を再確立することに同意する」というものであった。

海上・植民地大臣で旧コロンのマルウエ男爵の命を受けてハイチに派遣された使節は二手に分かれて、南部のアレクサンドル・ペティオンと北部のアンリ・クリストフと別々に会見した。南部のペティオンとの会見では、フランスでの王政復古にあわせたハイチにおける旧状回復を提案した。ハイチにおける旧状回復とは、要するに、ハイチを植民地の状態に戻すということにほかならない。ペティオンはこれを拒否するが、しかし同時に、フランスのハイチ承認を促進するために旧コロンへの償いとして賠償金の支払う用意があることを示唆した。一方、クリストフと会見しようとした使節は逮捕された。そして、クリストフは奴隷制の再建を策する使節と会見したペティオンを批判するとともに、マルウエが使節に託した秘密の指示書を暴露した。その秘密の指示書の内容は次のとおりである。

〈マルウエの秘密の指示書⁽³¹⁾〉

国王陛下の意図は、融和な手段によってサン＝ドマングの秩序と平和を確立し、叛徒たちをその本来の義務に復させることにある。

- ①アレクサンドル・ペティオンらには白人との完全なる同化と財産、名誉を約束する。
- ②他のムラートには、白人よりも下位にあることに伴う若干の例外をつけて、政治的な権利を与える。
- ③ムラートよりも白人から遠い者に対しては、最低限度の政治的権利を与える。
- ④完全に黒人である自由人には、より少ない優位を与える。
- ⑤現にプランテーションで働いているすべての黒人は土地に緊縛し、旧所有者に引き渡す。
- ⑥プランテーションに戻すのが危険な黒人は島から追放する。
- ⑦新らたな自由人を創ることを禁止する。

つまり、ハイチを植民地時代と同じような肌の色による区別＝差別の下に置くことを明確にするものであった。この秘密の指示書が暴露されたために、ルイ 18 世は交渉を打ち切らざるを得なくなった。

第2次の交渉は1816年10月から11月までである。1816年10月、ルイ

18 世は再度ハイチへ使節を派遣した。その際、使節は、懐柔策として、レジョン・ドヌール勲章やサン・ルイ勲章をはじめ、おびただしい数の物品を持参したという。使節に与えられた指示は、ペティオンおよびクリストフとの関係を維持すること、そしてフランスとハイチとの間に通商関係を維持することとされた。それは、ある種の保護領化を意味していた。この指示では賠償金問題は問題外であった。これに対して、ペティオンは 1816 年 11 月 10 日の書簡で「ハイチ人民は自由と独立を望んでいる」として交渉の決裂を通知した。一方、クリストフはフランス使節の受け入れ自体を拒否した。こうして第 2 次交渉は不調に終わる。

第 3 次交渉は 1823 年に行なわれた。この時点では、すでにクリストフもペティオンも死去しており、ボワイエによるハイチ全土の統一時代に入っている。フランス側の使節の代表格は、植民地時代のハイチの南部レ・ケユにプランテーションを所有した旧コロンのエスマンガールなる人物であった。エスマンガールはハイチに賠償金額を提示するよう要求した。それに対して、ハイチの側は独立承認の見返りに商業特権を与えることを提案した。それはフランス商品のハイチへの輸入について向こう 5 年間については関税を免除し、その後は輸入関税を半額にするというものであった。しかし、双方の折り合いがつかず、第 3 次交渉は不調に終わった。

第 4 次交渉は 1824 年 5 月から 6 月までである。今度は、ハイチの側がパリに使節を派遣し、エスマンガールと会見する。そして、独立承認の交換条件として 1 億フランを限度とする賠償金を支払う用意があることを伝えた。これに対して、エスマンガールは賠償金の増額を要求した。ここでも折り合いがつかず、交渉は再び暗礁に乗り上げた。

以上、ブランパンの著書によってフランスとの交渉過程を辿ったが、ブランパンの著書も、交渉が決裂した 1824 年 6 月から 1825 年 4 月 17 日のシャルル 10 世の王令までの約 10 カ月間についての記述は手薄である。

3. ラテンアメリカ

そこで、この間の動向を補うものとして重要なのがオリュノ・ドゥニ＝ラ

ラの『建築中のカリブー空間、植民地化、抵抗』である⁽³²⁾。

フランスとの交渉が暗礁に乗り上げている間にハイチが接近を試みたのがラテンアメリカであった。1824年6月末にハイチはシャンラットを政府代表委員としてグラン・コロンビアの首都ボゴタに派遣して、軍事・通商条約の締結を打診した。残念ながら、その打診の内容の詳細は不明だが、1824年7月15日付のグラン・コロンビアからの返書はまことに冷淡なものであった。「旧宗主国から事実上独立している旧スペイン領以外の地域との将来にわたる政治上・通商上の関係の原則については、ヨーロッパの強国の意向に配慮しつつ、明年中にパナマで開催される予定の会議において協議したいと思っている⁽³³⁾。」

そして、1826年6月のパナマ会議（ラテンアメリカ諸国会議）にハイチは招聘されなかった。「旧スペイン領アメリカに限る」というのが表向きの理由だが、ハイチの参加がラテンアメリカにおける人種紛争の火種になることを怖れた、というのが真相であった。かくして、ラテンアメリカでは1865年のブラジルまでハイチを承認する国は現れない。

しかし、ハイチの側には成算があったものと思われる。周知のように、当初ボリーバルがラテンアメリカ独立運動の資金援助先として期待を寄せたのはイギリスであったが、それが得られないと分かるや、今度はハイチに援助を求めた。1815年末にジャマイカからハイチに渡ったボリーバルに対して、南部の大統領ペティオンは資金・軍艦・武器・糧食・印刷機械などの援助を与えた。そして、ボリーバルはペティオンへ宛てた1816年10月9日付の書簡において援助に対する謝辞を述べるとともに、ハイチとヴェネズエラの連帯の必要を伝えたのであった。

ボリーバルへの援助はペティオンの死後もアンリ・クリストフ、ボワイエによって続けられたが、ボリーバルの態度は次第に後退していった。その点は、ボリーバルの発言を時系列でまとめた次頁の囲み記事の③と④でも確認できる。これらは、直接には1824年から27年かけてヴェネズエラで、また1825年から26年にかけてキトで起った黒人の蜂起について言及したものだが、彼の言う「有色人支配 pardocratie」に対する警戒は、その

ままハイチにもあてはまったであろう。そのことは、囲み記事の①と⑤でも明瞭である。

〈シモン・ボリーバルの発言⁽³⁴⁾〉

①『ジャマイカ王室新聞』編集者宛 (1815 年〔9 月?〕)

尊敬する主人の家族の一員として暮らすスペイン領アメリカの奴隷は、謀反を起こすどころか、平和的な隷属を何倍も好む。サン=ドマング革命に倣って奴隷や有色人を運動に引き入れるというのは、その革命の本当の意味を知らぬ者のやることだ。

②アレクサンドル・ペティオン宛 (1816 年 10 月 9 日)

勇敢なるハイチ人との間に一層緊密な関係を樹立するためにも、ヴェネズエラ人のハイチ人に対する友愛の情の証とするためにも、私は、ヴェネズエラが自由となることを熱烈に望んでいる。

③フランシスコ・デ・パウラ・サントンドル宛 (1825 年 3 月 25 日)

我々の連合を完全に維持するには、第 2 のハイチ共和国の樹立を回避することが必要だ。

④ホセ・アントニオ・パエス宛 (1826 年 8 月 8 日)

我々の足元には巨大な火山がある。すでに予震が起きている。圧政下にある者たちを誰が抑えるのか。奴隷はくびきを断ち切り、肌の色のさまざまな者たちがそれぞれの統治を要求することだろう。

⑤パエス宛 (1827 年 11 月 26 日)／ペドロ・ブリセニョ・メンデス宛 (1828 年 5 月 7 日)

黒人の蜂起はスペインの侵略よりも千倍も有害だ。

ボリーバルの発言の変遷を辿ると、ハイチに対する協調と敵対の二面性が見えるが、協調は一時的にすぎず、敵対の側面が優勢である。ボリーバルにとって「有色人支配」の具体例であるハイチは最悪の国家モデルだったのである。

ポワイエ大統領がシャルル 10 世の王令を受諾したのは 1825 年 7 月 11 日、つまり、グラン・コロンビアとの交渉が不調に終わったことが判明した、ちょうど 1 年後のことであった。その王令は「フランス領サン=ドマング住民の完全な独立を許可する」という高圧的な文言で結ばれた。前述のように、それは、軍事的威圧とレイシズムを背景としながら、ハイチの側

の一方的な譲歩による一層過酷な条件によるものだったのである。

以上、アメリカ合衆国、フランスおよびラテンアメリカ諸国との交渉過程の分析から得られる結論は、ハイチが「友好的隣国」とみたアメリカから承認を得られず、また、ラテンアメリカ諸国との提携の可能性が失われたことが、支払能力を超える巨額の「賠償金」を支払ってまでして旧宗主国フランスから独立を「買い取る」結果を生んだ、ということである。

4. 「ラテンアメリカ＝カリブ共同体」?

いまだ仮説の域を出ないが、筆者は、独立後のハイチはラテンアメリカとカリブ海地域を包含する「広い連邦」、「ラテンアメリカ＝カリブ共同体」とでも言うべきものを構想し展望していたのではないかと、そして、「ラテンアメリカ＝カリブ共同体」構想の挫折が、結局、フランスから独立を「買い取る」決定的な要因だったのではないかと、考えている。

「ラテンアメリカ＝カリブ共同体」とは、ラテンアメリカとカリブ地域のすべてで奴隷制を廃止し、互いの経済を補完しあう貿易関係を確立し、政治・外交関係や軍事条約を締結してヨーロッパ諸国からの「再征服」に備える、そのようなシステムである。もしそれが実現されるならば、少なくとも、国民国家を単位とする国際秩序とは異なるシステムとなる可能性を内包していたであろう。

残念ながら、これを論証する十分な材料は少ないが、ボリーバルへの資金援助を繰り返し行なったことや、グラン・コロンビアに軍事・通商条約の締結を打診したことなどが傍証となるであろう。

ラテンアメリカとカリブ海の全域に奴隷解放を広めるという点に関しては、デサリーヌが言った言葉を引用することができる。「不運なるマルティニクの人々よ。私には、諸君を助けに飛んで行くことも、諸君の鎖を壊してやることもできない。だが、いつの日にか、われわれが点けた火から出る火花が諸君の魂のなかで炸裂することであろう⁽³⁵⁾」。もう一つ、ペティオンによるボリーバルへの資金援助の唯一の条件が奴隷解放、つまり、「ヴェ

ネズエラの州およびボリーバルが独立の旗のもとに結集することのできるすべての州のすべての奴隷を全面的に解放すること⁽³⁶⁾」であったことも想起されるべきであろう。

ここで、「ラテンアメリカ＝カリブ共同体」と関わって、独立後のハイチが1822年2月22日に東隣のスペイン領サント・ドミンゴへ侵攻し、ドミニカ共和国がハイチから分離独立する1844年2月27日まで併合したことの意図に触れておく。この点について関説した研究は少ないが、披見の限りでは、ハイチの国土防衛、つまり、イスパニョラ島東部からの外国勢力の侵攻に備えるためだった、とされている⁽³⁷⁾。

前述のように、ハイチ独立後最初の憲法は「外国の植民地との平和の維持、内政への不干渉」を規定したが、その点はその後の憲法でも繰り返した。ただし、その場合、イスパニョラ島の内側は別とされた。例えば、1807年に制定された憲法は、「内政への不干渉」をうたうと同時に、「ハイチは島の外への征服は行わない、自らの領土の維持・保全に限る」と規定する(第37条)⁽³⁸⁾。ということは、逆に言えば、「島の内部では征服もありうる」ということになる。その際、基本にあるのは自然国境という考え方であった。海という自然国境に囲まれた島の全体を一体として、そこに単一の国家を形成しなくてはならない、という論理である。

サント・ドミンゴがドミニカ共和国として独立した後もハイチはドミニカ共和国にしばしば干渉するが、1861年に当時の大統領ゼフラールは次のように述べた。「ハイチとドミニカ共和国は運命共同体である。一方の生存は他方の生存とリンクしている。島全体に単一の国家を作らなくてはならない。それは、征服的な野心からではなく、互いの安全を確保するためである⁽³⁹⁾。」

危うい論法である。ドミニカ共和国側から見れば、「帝国」的行動と映ったであろう。ただし、事情は複雑である。ボワイエによるサント・ドミンゴ侵攻の当時、サント・ドミンゴ内部には、旧宗主国スペインに忠誠を誓う王党派、独立をめざす独立派、ボリーバルによるグラン・コロンビアとの連携を目指すボリーバル派とでも言うべき潮流のほか、主として黒人

層のなかにはハイチとの連携を目指すハイチ派とでも言うべき潮流があった。このハイチ派には、ハイチによるサント・ドミンゴ侵攻は歓迎されたのである⁽⁴⁰⁾。

また、ハイチの側に征服的な領土的野心がなかったかどうかとも吟味しなければならない。1822年のサント・ドミンゴ侵攻の後、1825年にシャルル10世の王令を受諾した翌年の1826年5月に、ボワイエは賠償金支払いのための農業生産の増強政策として「農村法 code rural」を制定したが、その延長線上で、併合したサント・ドミンゴの土地と労働力、そしてサント・ドミンゴで生産されたタバコが期待されたのである⁽⁴¹⁾。

しかし、ともあれ、「ラテンアメリカ=カリブ共同体」はあくまでも仮説である。どのように肉付けできるかは今後の課題である。

おわりに

「はじめに」で書いたように、筆者は、18世紀の「西半球秩序」を植民地主義と黒人奴隷制度を基軸とする重商主義的支配体制と捉える。そのような18世紀的「西半球秩序」と19世紀前半の「西半球秩序」とを分かち規定的要因は、アメリカ合衆国の独立を皮切りとする環大西洋革命の展開の帰結として、南北アメリカの多くの地域が植民地支配から脱し、黒人奴隷制度の廃止へと向かったことである。

もとより、独立という点でも奴隷解放という点でも地域によって時間差がある。カリブ海地域では、19世紀前半までに独立を果たしたのはハイチ(1804年)とドミニカ共和国(1844年)のみであり、キューバの独立は1902年、ジャマイカ(1962年)をはじめトリニダード・トバゴ(1962年)、バルバドス(1966年)、グレナダ(1967年)、パハマ(1973年)、ドミニカ国(1978年)、セント・クリストファー&ネーヴィス(1983年)など旧イギリス領の独立は遠く20世紀も後半のことである。プエルトリコ(1952年からアメリカの自由連合州)、マルティニクやグアドループ(いずれも1946年からフランスの海外県)のように、今なお未独立の地域も少なくない。ま

た、1810年代から1820年代にかけて相次いで独立したラテンアメリカ諸国は、チリ(1823年)、ヴェネズエラ(1824年)、コロンビア(1851年)、アルゼンチン(1853年)、ペルー(1854年)など、その多くで独立後から1850年代までには奴隷解放を実現するが、パラグアイ(1870年)やブラジル(1888年)では奴隷解放が19世紀後半以降に持ち越された。

だが、時間差はあるものの南北アメリカの多くの地域が植民地支配と奴隷制度の両方から脱却してゆくのが基本的な趨勢であり、これが鮮明になるのは19世紀前半のことである。

19世紀前半の「西半球秩序」の特徴を箇条書き的に列挙すれば、次の5点を指摘できるであろう。

第1。アメリカ独立革命は、西半球で最初に植民地支配を打ち崩したが、独立後もなお約90年間にわたって黒人奴隷制を温存し、19世紀前半には綿花生産を中心に黒人奴隷制を急速に拡大させた点で、18世紀的「西半球秩序」に対する根底的な挑戦とはならなかった。

第2。西半球でアメリカに次ぐ2番目の独立を達成したハイチ革命は、黒人奴隷による一大民衆革命の展開の所産として他に先駆けて黒人奴隷制を廃止したことによって、18世紀的「西半球秩序」に対する最初の、かつ根底的な挑戦となった。

第3。ラテンアメリカに誕生した新国家では、クリオーリョ・エリートによる権威主義的支配が生まれ、プランテーション経済をはじめとして植民地時代からの社会経済構造が温存された。そこに通底するのは、「サン＝ドマングの二の舞」に対する警戒と「ハイチ型」の国家形成、つまり「有色人支配」に対する忌避の感情である。

第4。ハイチ革命後のカリブ海地域では、黒人奴隷制と植民地支配が一層強化され、ハイチに替わる砂糖、コーヒー生産の基地となる。その典型はキューバであり、ハイチ革命はキューバにおける奴隷制廃止と独立を遅らせたと言える。カリブ海地域では、ハイチ型の黒人奴隷革命を避けようとするれば、クリオーリョによる革命もあり得なかったのである。

第5。18世紀的「西半球秩序」において支配的な役割を担ってきたスベ

イン、ポルトガル、フランスがその役割を失った後、19世紀前半以降に南北アメリカを政治的・経済的指導の下におくようになったのはイギリスである。それは、政治的統合を重んじる公式帝国ではなく、垂直分業と交易を基礎とする非公式帝国としてであり、イギリスが新たなヘゲモニー国家となる予兆を意味した。

以上の諸点をさらに総括するものとして、ウォーラステインの次の一節を引用するのが適当であろう。「18世紀末の大革命、すなわち、いわゆる産業革命、フランス革命、南北アメリカの定住者の独立は、どれも資本主義的世界システムに対する根本的な挑戦とはならなかった。これらの革命は世界システムのいっそうの統合強化と塹壕構築を意味した。民衆勢力は抑圧されてしまい、彼らの潜在的な力も、政治的変革によって抑えられてしまった⁽⁴²⁾。」

こうした18世紀的「西半球秩序」から19世紀前半の「西半球秩序」への転換＝再編過程のなかで、特異な位置を占めるのがハイチである。それは何よりも、18世紀末から19世紀初頭という早い時期に独立と奴隷解放をほぼ同時に達成したことにあり、植民地主義と黒人奴隷制度を基軸とする重商主義的支配体制からの先駆的な離脱であった。そして、独立後のハイチが18世紀的「西半球秩序」からの離脱をより完全なものとするために構想したのが「ラテンアメリカ＝カリブ共同体」であったろう。しかし、その構想は実現を見なかった。そのためにハイチは、支払能力を超えた高額の賠償金を払ってまでして、かつてデサリーヌが「永久の憎悪を」という激しい言葉を投げかけた旧宗主国フランスから独立国としての認知を得る結果となった。こうして、ハイチは国民国家を単位とする国際秩序の中に入ってしまった、と言うよりも、入っていかざるを得なかった（国民国家システムの側から言えば「回収」された）のである。だが、当時の国際秩序のなかで国民国家としての対等な地位を約束されたかといえ、けっしてそうではない。「黒人国家」ハイチをネガティブな参照枠と見る周辺世界からの忌避と蔑みの眼差しのなかで、ハイチは次第に「孤立国」の道を迎えることとなったのである⁽⁴³⁾。

18世紀的「西半球秩序」から19世紀前半の「西半球秩序」への転換＝再編の時代をハイチの歴史に即して見ると、それは、先駆的な奴隷解放と独立という栄光の時代であると同時に、「世界の最貧国の一つ」「悲劇の国」「生ける屍の共和国」「破滅に瀕した国」「破綻国家」など、さまざまに表現されるような今日の困難な国状を生み出す苦難の起点となる時代でもあった。わけても、「賠償金」の支払いは現在の苦難を決定づけた歴史的淵源として重視されるべきである、というのが筆者の持論である⁽⁴⁴⁾。

註

- (1) 浜忠雄「ハイチ革命とラテンアメリカ諸国の独立」『岩波講座世界歴史 17 環大西洋革命』(岩波書店, 1997 年), 同『ハイチ革命とフランス革命』(北海道大学図書刊行会, 1998 年), 同『カリブからの問い—ハイチ革命と近代世界』(岩波書店, 2003 年), 同『ハイチの栄光と苦難—世界初の黒人共和国の行方』(刀水書房, 2007 年)
- (2) Anthony Gerald Hopkins (ed.), *Globalization in World History*, London, 2002. とくに Chapter 1: Hopkins, “Globalization—An Agenda for Historians”, pp. 1–11 を参照。
- (3) Immanuel Wallerstein, *The Modern World-System. III. The Second Era of Great Expansion of the Capitalist World-Economy, 1730–1840s.*, San-diego, 1989. 川北稔訳『近代世界システム, 1730–1840 s. 大西洋革命の時代』(名古屋大学出版会, 1997 年)
- (4) E・P・トムスン, N・Z・デイヴィス, C・ギンズブルグ他, 近藤和彦・野村達朗編訳『歴史家たち』(名古屋大学出版会, 1990 年), 328 頁。
- (5) Eugene Genovese, *From Rebellion to Revolution. Afro-American Slave Revolts in the Making of Modern World*, Baton Rouge, 1979, pp. 82–125.
- (6) ブラックバーンは「独立後のハイチは住民のすべてに市民的自由を保障した最初の国家であった」と書いている。Robin Blackburn, *The Overthrow of Colonial Slavery*, London, 1988, p. 260. また、ベルギヤルド＝スミスは「ハイチはすべての人間に普遍的な自由を主張した世界で最初の国であり、そのことによって、フランス革命やアメリカ革命が採用した自由の定義が制限的なものだったことを明るみに出した」としている。Patrick Bellegarde-Smith, *Haiti. The Breached Citadel*, Boulder, San Francisco & London, 1990, p. 45.

- (7) Wallerstein, *op. cit.*, pp. 191-256. 川北訳, 231-310 頁。
- (8) *Ibid.*, p. 240. 川北訳, 273 頁。
- (9) *Ibid.*, p. 244. 川北訳, 276 頁。
- (10) *Ibid.*, p. 244. 川北訳, 305-306 頁。
- (11) *Ibid.*, p. 255. 川北訳, 285 頁。
- (12) *Ibid.*, p. 191. 川北訳, 232 頁。
- (13) David Patrick Geggus (ed.), *The Impact of the Haitian Revolution in the Atlantic World*, University of South Carolina Press, 2001.
- (14) Ernst A. Bernardin, *L'espace rural haïtien, bilan de 40 années d'exécution des programmes nationaux et internationaux de développement, 1950-1990*, Paris, 1993, p. 68.
- (15) Alfred N. Hunt, *Haiti's Influence on Antebellum America. Slumbering Volcano in the Caribbean*, Baton Rouge, 1988, p. 29.
- (16) José Luis Selcedo-Bastardo (introducción, selección y títulos de), *Bolívar*, Caracas, 1984, pp. 142-143.
- (17) Oruno Denis-Lara, *Caraïbes en construction: espace, colonisation, résistance*, 2 vols., Paris, 1992, t.1, p. 493.
- (18) Marcel Dorigny (sous la direction de), *Haïti, première république noire*, Paris, 2003, p. 249.
- (19) François Blancpain, *Un siècle de relations financières entre Haïti et la France, 1825-1922*, Paris, 2001, pp. 54, 59.
- (20) Mimi Sheller, *Democracy after Slavery. Black Publics and Peasant Radicalism in Haiti and Jamaica*, Gainesville, 2000, p. 74.
- (21) コティアスが2004年3月12日に東京・日仏会館で行った講演「ダーバン、トビラ法、ハイチー奴隷制の過去をどのように償うのか？」(Myriam Cottias, “Durban, loi Taubira, Haïti: comment réparer le passé esclavagiste ?”) の一節。
- (22) やや詳しくは、浜『カリブからの問い』, 179 頁。
- (23) T. G. Steward, *The Haitian Revolution, 1791 to 1804. Or Side Lights on the French Revolution*, New York, 1971, pp. 242-243.
- (24) http://www.haiti-reference.com/histoire/constitutions/const_1805.html。また, Laurent Dubois / John D. Garrigus, *Slave Revolution in the Caribbean, 1789-1804. A Brief History with Documents*, New York, 2006, pp. 191-196 も参照。

- (25) ハイチとアメリカ合衆国との関係については、Rose-Mie Léonard, “L’indépendance d’Haïti: perceptions aux Etats-Unis, 1804-1864”, dans: Dorigny, *op. cit.*, pp. 207-225 による。また、以下も参照。Yves L. Auguste, *Haïti et les Etats-Unis, 1804-1862*, Québec, 1979; Hunt, *op. cit.*; Gordon S. Brown, *Toussaint’s Clause. The Founding Fathers and the Haitian Revolution*, Jackson, 2005. 明石紀雄『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念』(ミネルヴァ書房, 1993 年), 石川敬史「アメリカ建国期におけるサン=ドマング政策の変遷」(2007 年日本アメリカ史学会大会報告), 樋口映美「アメリカ合衆国の公的記憶から消されるフランス/ハイチ革命の功罪—自由黒人・奴隷蜂起・移住問題をめぐって (1790 年代～1830 年代)」『専修人文論集』第 80 号, 2007 年。
- (26) Léonard, *art. cit.*, p. 211.
- (27) *Ibid.*, p. 211.
- (28) Denis-Lara, *op. cit.*, t.1. p. 424.
- (29) アメリカがハイチを承認したのは 1862 年 6 月 2 日だが, その際に有力な理由となったのは通商上の利益であった。例えば, その前年の 12 月 3 日にリンカーンは下院議会において次のように述べている。「ハイチとリベリアの主権と独立を拒否し続けるどんな良き理由があろうとも, 私はそれを認めることはできない。両国との協定によって交易上の利益が得られるだろうことは疑いを容れないのであります」。Brown, *op. cit.*, p. 292.
- (30) Blancpain, *op. cit.*, pp. 43-54. なお, シンポジウムでの報告後に, Jean-François Brière, *Haïti et la France, 1804-1848. Le rêve brisé*, Paris, 2008 を入手した。独立後のハイチに対するフランス人の多様な見方を追跡するなかで, ハイチ承認に至る過程も詳述している。
- (31) Blancpain, *op. cit.*, pp. 45-47.
- (32) Denis-Lara, *op. cit.*, t.1. pp. 494-497.
- (33) *Ibid.*, pp. 494-495.
- (34) Selcedo-Bastardo, *op. cit.*, pp. 142-143, 146, 337; Denis-Lara, *op. cit.*, t. 1, pp. 482-484; Alain Yacou, “Bolivar et Cuca: affinités et incidences, divergence et rupture”, dans: Alain Yacou (éd.), *Bolivar et les peuples de Nuestra America. Des sans-culottes noirs au libertador*, Bordeaux, 1990, p. 144 による。
- (35) David Nicholls, *From Dessalines to Duvalier. Race, Colour and National Independence in Haiti*, Cambridge U.P., 1979, p. 35.

- (36) Denis-Lara, *op. cit.*, t.1. pp. 483.
- (37) Nicholls, *op. cit.*, pp. 62-66; Bellegarde-Smith, *op. cit.*, pp. 51-53.
- (38) <http://www.webster.edu/corbetre/haiti/history/earlyhaiti/1807-const.htm>
- (39) Bellegarde-Smith, *op. cit.*, p. 53.
- (40) Nicholls, *op. cit.*, p. 64.
- (41) 「農村法」については、浜『カリブからの問い』, 179頁を参照されたい。
- (42) Wallerstein, *op. cit.*, p. 256. なお、引用箇所の前半部分の川北訳「18世紀末の大革命, すなわち, いわゆる産業革命, フランス革命, 南北アメリカの定住者の独立は, 基本的に, 資本主義的世界システムに対する挑戦であった。」(286頁)は誤訳である。原文は〈None of the great revolutions of the late eighteenth century — the so-called industrial revolution, the French Revolution, the settler independences of the Americas — represented fundamental challenges to the world capitalist system.〉である。
- (43) シンポジウムでの報告後に Jose Saint-Louis, *The Haitian Revolution in the Shaping of American Democracy. The Rise and Fall of Haiti, Two Hundred Years of Struggle*, Coral Springs, 2008 を入手した。実証性という点では難はあるが、ハイチが置かれた国際的な環境を独立から200年間という長いスパンで概観していて有益である。
- (44) この点は註(1)に挙げた拙論で繰り返し指摘してきたが、同様の見解を述べたものとして以下の研究がある。Bernardin, *op. cit.*; Blancpain, *Haïti et les Etats-Unis, 1915-1934. Histoire d'une occupation*, Paris, 1999; Christophe Wargny, *Haïti n'existe pas: 1804-2004, deux cents ans de solitude*, Paris, 2004; Frantz Douyon, *Haïti. De l'indépendance à la dépendance*, Paris, 2004; Saint-Louis, *op. cit.* また、2002年から2004年にかけて、当時のハイチ共和国大統領ジャン=ベルトラン・アリスティドがフランスに対して「賠償金」の返還を繰り返し求めたことについては、浜「ハイチによる『返還と補償』要求をめぐる一『植民地責任』論のための準備的考察」『年報新人文学』(北海学園大学大学院文学研究科)第巻号, 2005年, 40-75頁で論じた。